ヘルメットを買いに行ったら
大人用の取扱いがなく、検討中。

2020年 11/1 版

日本共産党　目黒区議会議員

こんにちは　芋川（いもかわ）　ゆうき　区政報告

お芋の「芋」に3本「川」
１００％「ゆうき」

59号

住所：目黒区南3丁目在住　TEL： 090-4206-2048
ツイッター・facebook公開中！お問い合わせ✉＜imokawa007@gmail.com＞

「自転車の安全な利用の促進に関する条例」施行に伴い

共産党区議団要望・自転車ヘルメット購入補助創設

自転車保険（個人賠償保険など）加入が義務になります

条例内容

「目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例」が１０月１日から施行となり、目黒区で自転車を利用する場合は自転車保険への加入が義務となりました。

条例は、「歩行者への安全配慮」など自転車利用者等の責務を明らかにするとともに、「自転車保険への加入」や「ヘルメットの着用」などの自転車利用者が講ずるべき措置等を定めています。

損害賠償が高額

自転車による人身事故の損害賠償額が高額になってきています。

ある判例ですが、男子小学生（１１歳）が帰宅するため、夜間に自転車走行中（無灯火）に、歩行中の女性（６２歳）と正面衝突。女性は意識が戻らない状態となった。裁判所は母親に監督責任を認め、９，５２１万円の損害賠償を命じました。（平成２５年７月４日神戸地裁判決）

もちろん、一番大切なことは、自転車利用者が交通ルールをしっかりと知り、守ることです。ですが、万が一加害者になってしまった場合の救済措置として自転車保険（個人賠償責任保険）の加入が義務となりました。

保険の二重加入を防ぐため

生命保険とは違い損害保険は一般的に実損填補です。実損填補とは、損害保険の契約における保険会社が保険金を支払う方式の一つである。契約によって定められた保険金額を上限として、実際の損害額が保険金として支払われます。

ゆえに、たくさん加入していたからといって安心というものではなく、むしろ無駄になってしまうことが多くなります。

自転車保険は、自転車に乗っているときの事故で、「自分のけが」と「相手への賠償」の２つの補償を合わせた保険が一般的です。

○「自分のけが」は、通院、入院、手術、後遺障害等の保険金を受け取れます。（実際は生命保険の分野と重なることが多いので生命保険を見直していただくと良いと思います。）

○「相手への賠償」は、相手にけがをさせてしまった時の治療費や慰謝料、モノを壊したときの修理費用など賠償金が支払われます。（損害賠償保険）クレジットカードの特約や、火災保険、自動車保険などにも個人賠償特約などもありますのでご確認をお願いします。

ヘルメット購入補助が創設されました

自転車事故による死亡者の６０％以上が、頭部損傷が致命傷となっています。また、ヘルメット着用しないときの致死率は、着用時の約２．５倍となっています。（警視庁資料）

条例施行を受けて、目黒区は日本共産党区議団が要望をしていました、自転車用ヘルメット購入補助を創設しました。（上限２，０００円詳しくは、ウラ面へ）

事故にもらい事故もあります。ぜひ、ヘルメット着用をご検討ください。

ヘルメット購入補助について

　自転車死亡事故の死因の６０％以上が頭部損傷。
ヘルメット着用は損傷を軽減する有効な手段です。
特に子どもと同乗するときは、転倒リスクが高く、
ともに着用することが大切です。
　区は１個当たり２，０００円、費用を補助します。
子どもだけでなく、大人もヘルメットをかぶりましょう。

期間　10／15(木)から（先着300個）　**補助額**　１個当たり2,000円
対象　SGマーク（一般財団法人製品安全協会の安全基準）があるもの、または同等のものを購入する区内在住者
購入方法
①販売店（**下表**）で、販売価格から補助額を差し引いた金額で購入
②全日本交通安全協会ホームページ（**右コード**）から、希望商品をFAX（FAX3264－2645）で申し込み。受取時に販売価格から補助額を差し引いた金額を支払う

販売店	所在地	電話
富山サイクル	駒場１－44－10	☎3467－8174
祐天寺サイクル商会	上目黒４－12－７	☎3712－5030
曽我自転車店	上目黒２－49－20	☎3712－8891
松﨑自転車店	五本木２－11－６	☎3715－0925
目黒サイクル	目黒１－６－23	☎3493－4409
(有)鷹番町鈴木サイクル	鷹番２－14－８	☎3713－8418
サイクルショップオギヤマ都立大学店	八雲２－８－２	☎5726－9859

1・何でも相談 ■11月日程　場所・芋川ゆうき（星見てい子）事務所

※なんでも相談（直接お越しください）　住所：原町２－22－12

11月17・24（火）午後７時～　　○11月３日（祝）はありません

※無料法律相談　対面相談のみ　11月10日　午後７時～

2・区議団無料法律相談　場所：目黒区役所５階共産党控室

※11月19日（木）午後２時～　要TEL：090-4206-2048